

# 令和5年10月2日から診療費のお支払いにキャッシュレス決済が利用できます

## 1. 利用可能なお支払い

- 入院、外来にかかる診療費
- 診断書等の諸証明にかかる費用
- 短期入所の利用者負担金

※上記の支払いであっても、納入通知（納付）書（右の用紙）でのお支払いはキャッシュレス決済を利用できません。

## 3. 利用可能なキャッシュレス決済の種類

- クレジットカード  
VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub、銀聯
- QRコード決済  
d払い、楽天Pay、PayPay、メルペイ、auPAY
- 電子マネー  
QUICPay、iD



## 2. 利用不可のお支払い

- 納入通知（納付）書（下記の用紙）でのお支払いは現金決済のみとなります。

## 4. 注意事項

- お支払方法は、1回払いのみです。（クレジットによる割賦払い、現金併用等はできません。）
- 入金（チャージ）はできません。
- 短期入所の利用者負担金をキャッシュレス決済でお支払いいただいた場合は領収書の発行はいたしません。（キャッシュレス決済の「お客様控え」をお渡しいたします。）領収書が必要な場合は、現金でお支払いください。
- 時間外（夜間、早朝、土日祝日、年末年始等）でのお支払いについては、キャッシュレス決済をご利用いただけません。